

# スクールソーシャルワーカーの業務と学校支援(1)

## — その実践の社会的基盤について —

鈴木庸裕\*

本論では、2008年度の文科省新規事業である「スクールソーシャルワーク活用事業」をめぐる動向と今後の課題について論じる。全国46の都道府県、293の市町村、事業実施地域339箇所、1地区（教育委員会や教育事務所等）に、数名ずつのスクールソーシャルワーカーが任用された。こうした導入当初の時期におけるスクールソーシャルワーカー（本文ではSSW、SSWrと略す）および学校関係者の実践をめぐる基盤的要件について、今回は、この活用事業の社会的状況と基底について論じる。

〔キーワード〕 スクールソーシャルワーカー 業務指針 活用事業 要保護児童対策地域協議会

### はじめに 「SSW活用事業」の初年度

学校や教育機関等への「スクールソーシャルワーカー」導入が2007年の年末に文科省新規事業として提示され、にわかに教育現場に登場した感がある。2008年4月以降から配置された教育委員会や教育事務所、学校で、常駐や巡回、訪問を通じてSSWrと接する教職員にとって、一層「にわかに」といった面持ちであろう。しかし、日本での学校ソーシャルワーク研究やSSWrあるいは学校におけるソーシャルワークサービスの事実は戦前に溯ることができ、なによりも、学校教育において期待されていた業務、望まれていた役割として、教職員からの期待は大きい。

すでにこうしたSSWに関して研究・実践面では、2006年に発足した日本学校ソーシャルワーク学会（JSSSW）の第3回研究大会（2008年7月）には、320名を越える関係者の参加があり<sup>(1)</sup>、また、1999年発足の日本スクールソーシャルワーク協会（SSWAJ）も、現在会員数270名を超え、地道な「SSWの理念と実践」の啓発と活動をおこなってきている<sup>(2)</sup>。そして、全国各地でも、幾つかの団体・組織があり、例えば特定非営利活動法人福島スクールソーシャルワーカー協会（CASSWF）（2006年10月発足、前身の研究会は2002年発足）など実績を積む団体も多い<sup>(3)</sup>。およそ2000年以降、SSWrの役割や活動の啓発や実践、研究、研修・人材養成に携わる組織や団体が存在し、すでに、各地で自分ひとりで孤軍奮闘しなければならないというご時世ではない。

### 1 人材育成を支える基盤

事業開始当初、「私は、社会福祉士などの資格を持っておらず、ソーシャルワークや社会福祉のことを勉強

してきた経緯はないが、今年からSSWrの仕事をはじめました」という人も少なくない。いま、SSW活用事業において教育委員会、市町村教育委員会、教育事務所の担当指導主事をはじめ、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持ち子どもの医療や福祉関係に携わってきた人、福祉領域とつながりを持って教育相談等に携わっていた相談員や子ども家庭福祉の行政業務に明るい教職経験者などによって立ち上がっている。

現時点では、個々人の取得資格や業務経験について全国的な実数はあがっていない（2009年3月調査予定）が、筆者の独自の調査では、やや半数以上が、これまでに児童福祉や教育相談に携わる教職経験者がSSWrに「スライド」する格好と見てよい。中には、自治体の福祉課や精神保健、保健福祉の領域、例えば福祉事務所での職務経験者、児童相談所等で業務に関わっていた者、あるいはこうした官公庁関係のみならず、地域で子育て支援のサークル、児童健全育成ボランティアとして学校教育や社会教育に携わってきた人材もいる。この幅広さは、コミュニティーワークを旨とするSSW活動の内容と形態ゆえの必然性である。しかし、他方で多様なバックグラウンドを持つ人材がSSWの業務を支えていくとき、その専門性をいかなる社会基盤から導き展開していくのか。本事業がその初年度の「調査研究事業」である現時点で、その専門性の統一性や資格論議ばかりではなく、以下、本論では、そのサブシステムを支える社会的基盤と職務的背景について論じる。

### 2 「学校—家庭—地域」から「家庭—学校—地域」への再編

(1) 子どもの生活の全体性への着目

NPO法人福島スクールソーシャルワーカー協会

(CASSWF)はその名称の英文標記の冒頭に「コミュニティ・アソシエーション」を冠している。これは、現代社会における「地域に根ざす」ソーシャルサポートの営みが教育領域のみならず、福祉、医療、保健、看護などヒューマンサービスに関与するすべての領域にとって重要になってきていることを標榜しているためである。

子どもの生活というもの全体をとらえたとて、生活全体に着目することで問題が軽減していくという視野とその具体化をめざす専門性である。専門家が持っている専門性（焦点化、方法技術、自己資源等）で、子どものある部分、家庭のある部分に介入するのではなく、いのちや暮らしの全体というものをとらえていく。効率や効果に重きを置くような社会問題の解消や軽減の方法ではない。子ども個々のみならずその「家族」「家庭生活」全体を視野に入れた専門的方法論である。

その一例として、昨今、「食」の問題に日本の世の中が関心を向けている。「食育」というキーワードが、生活の全体性への回帰や着目を促進する1つのあらわれといつてよい。食と農との関係や循環、農業の教育力（農の営み）はその本質に、地域や地域生活の全体性、生きることの総体と結びつく<sup>(4)</sup>。

これはソーシャルワークがめざすコミュニティワークと同様の目的を持ち、それを支える地域福祉のあるべき姿であり、その人材育成へとつながる。そのポイントは、

- ①多様な人と関わること。
- ②人と自然との間に立つこと。
- ③形や言語化が困難であっても、包括的に物事をつかんでいくこと。
- ④多様な人とのつながりの中から社会を読み拓くこと。

こうしたポイントを学校の教職員の力量形成に置き換えると、学校教育領域だけで物事に取り組んでいくのではなく（学校に力があるとかないとかいうのではなく）地域に入って地域の人たちと、その息づかいの中で子どもと関わる専門職が自分自身の行動を開発していく。いわば、筆者の言葉で言うと、「農の営みができる教師」「農の営みがわかる対人援助職」という発想の文脈には、その基盤にソーシャルワークとつながるものの見方、感じ方、考え方、そして機能論や訓練論がある<sup>(5)</sup>。

2008年度のSSW活用事業の発足にあたり、その示達予算額が15億であった。この額は文科省自身においても驚きであったが、財務省の主計担当者によれば、分断と孤立が蔓延する社会、一向に改善されないいじめや不登校問題に一石を投じる具体的事業であったと言われる。これは1つの契機に過ぎないが、特徴的な言説と言える。

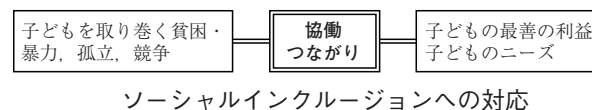
## (2) 生きづらさの中で一福祉的視点で生活を読み解く

「今、どうしてスクールソーシャルワークなのか。」「どうしてSSWに着目されるこういう時代になってきたのか。」

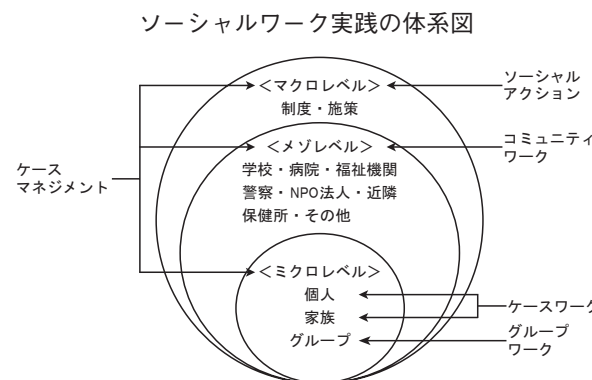
やや単刀直入に示すと、それは、いじめというような問題が減っていかない、不登校がどんどん長期化（長欠）していく、虐待問題が大きな社会問題化しているから、という事象への対処療法だけではない。

子どもの家庭、地域ごとにみられる孤立、貧困という問題。暴力、児童虐待などの背景も、社会現象としてのキーワードである貧困がある。配偶者暴力や高齢者、障害者への虐待や人権問題などが同時に法整備に向かっていることと無関係ではない。

子どもの権利条約で「子どもの最善の利益」ということを、お題目や情緒的理念にするのではなく、貧困や暴力や孤立や競争から生じる不利益への的確な「直視」と大人社会の反省である。最善の利益のために人々や資源をつなぐ（協働）。不適切なものから切るあるいはつなぎ替えることである。



また、下図のような<sup>(6)</sup>、子どもを取り巻く円状の予定調和的な接地面のとらえ直しあるいは既存の理解の改善がある。



これらは、学校がその問題解決のためにいかに「選択肢を増やす」のかという観点でもある。子どもや保護者、教師自身においても同様であるが、問題解決の選択肢の少なさが「生きづらさ」につながっている。医療機関や司法機関が抱える協働の困難さと同様である。家族だけが孤立してはならない。その中で、学校が子どもを、家庭が子どもを、地域が子どもをと、それぞれに動くのではなくて、学校、家庭、地域それぞれが対等に、支援の手を差し出し、その真ん中に子どもたちの生活の場を保障していく。こうした関係が必要になってきている。これは誰もが総論賛成であるが、それを具体的に実践する人材がこれまで明

確に存在してこなかった。その担い手として、スクールソーシャルワーカーの存在が確認されてきた。その意味では、広義のスクールソーシャルワーカーは社会の構成員全体にわたる。ただ、専門性や業務という観点からはその人材の範囲は限定されるべきである。特にスクールソーシャルワーカーとしての雇用や任用となると、吟味すべき点は多い。

近年、OECD諸国などの教育施策に着目する日本がフィンランドの国状をよく話題にする。世界学力が高いとされるが、この国には各学校に、SSWRが複数配置され、中学校区単位で1名のスクールサイコロジストが配置されている。歴史の異なる諸国を例に挙げることに限度があるが、日本でも、すでに児童相談所やハローワークなどにおいて、心理職と社会福祉職を両方配置する努力がなされている。

教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりに外部人材を積極的に活用する傾向は教育領域に止まらない。問題行動、家庭・地域の教育力の低下、学級崩壊、家庭崩壊といった言葉があるが、一番の根本は地域崩壊にある。困りごとにおいて自分の家族だけではいかんともしがたいとき、近隣社会のサポートがない。ここにSSWRが入ることによって、地域づくりが進む。

### (3) 「家庭—学校—地域」の対象理解

やや無意識であれ、一般にわれわれは「学校、家庭、地域」とは並べている。これを「地域—学校—家庭をつなぐ」として、地域と家庭の位置づけの間に学校を置く。学校と家庭が結びついてもそれにつながる地域との関係調整が不明確であるという理解である。

これはソーシャルワークという仕事のひとつの特徴である。つまり「家庭↔学校↔地域」では学校の先生に嫌がられる。なぜなら学校が地域と家庭の間に入って、学校が多忙になるからである。日本の教育風土や学校と社会の関係からみても、日本の明治以降、学校が地域に強く関わってきた。例えば、運動会という行事はもともとは国民の体力増進のために、学校が校庭などを提供して住民がみんな集まり、綱引きをするなど、大人のための体力増進から始まった。文化祭も、学校の体育館や講堂で住民の書画や文芸作品を展示、実演するものから始まった。故に、SSWの日本的スタイルは、地域や家庭に対する学校の諸機能によって大きな影響を受ける。今日の健全育成という言葉も、学校の先生の業務になっている。地域の協議会の主催は学校長である場合が多い。これらは一例である。欧米と比較して、欧米のSSWは学校内で地域課題や子どもの家庭課題を解消しようとする。日本はたとえそれが優れていたとしても、いったん学校から子どもを切り離していることに気づかねばならない。こうした観点以上に、学校—家庭と地域があまりにも分断されていること（地域崩壊）への着目が大切である。

### (4) 連携と協働

ところで、連携と協働という言葉がある。連携とは複数の者が手を握ってさも仲良くやっているようにも見えるが、力の強い方に引きこまれてしまう。もし手を握ることがうまくいかなくなると、そこで御破算になってしまう。協働とは、複数者の間に人が入り、関係づくりプラス調整をする構図であり両者には差異がある。ただ、全て間に人が入らねばならないのではなく、間に人が入ることによって困難が生じる事への回避、つながることの有用性を理解したり、そうした人材を育てていく見通しが欠かせない。学校と家庭、保護者と先生の間とか、子どもと先生の間、学校と専門機関・行政機関との間などもある。しかし、基本的には、子どものことを通じて、それに関わる「すべての人がハッピーになるにはどうすればいいのか」を常に考えていく必要がある。まずその立ち位置について考えていく人材がSSWRへの一歩であろう。

### (5) 教師文化—職務の無限定性の解消

両親の離婚問題があり、思春期の多感な時期にそうした会話や家庭内、親戚の動きを見て、すべてにおいて自信を失う。こうしたことに起因する不登校問題に対して、教師が子どもの親の離婚問題にも対応する。教師にとって法律上の支えも何もないところでの取り組みになる。前節の(3)でも述べたように、子ども会活動や地域の健全育成、あるいは地域行事の進め方に教師が関与することもある。それだけ、学校と家庭、学校と地域との敷居は諸外国に比べ低く、相互の信頼関係というものを前提にしてきた。

ただ、それを前提に無契約のもと、勝手に思い込んできたことを見直すべきである。SSWの事業は、教職者の職務、仕事の無限定さ、あるいは教師の仕事が無限定にシャドワークとして広がることへの見直しにもつながる。

### (6) 今後の教育施策—「教育振興基本計画」より

2008年7月閣議決定による「教育振興基本計画」の重点施策の1つに「基本的方向2：個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる」がある。その重点事項には「確かな学力の保証」「豊かな心と健やかな体の育成」「教員がひとり一人に向き合う環境づくり」など9項目あり、この「豊かな心と健やかな体の育成」に、以下の事項があり、その中にSSWの活用が明示されている<sup>(7)</sup>。

豊かな心と健やかな体の育成（抜粋）

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育の適切な教材が教科書に準じたものとして十分活用されるよう、国庫補助制度等の有効な方策を検討する。
- ・新学習指導要領により、伝統と文化を尊重し、そ

れらをはぐくんできた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うため、我が国や郷土の伝統・文化を継承・発展させるための教育を推進する。

- ・体力の全国的な状況について把握・分析を行い、その結果を踏まえ、学校や地域における体力向上の取組を促すこと等を通じて、子どもの体力について昭和60年頃の水準への回復を目指す。
- ・全国の小・中・高等学校において、様々な体験活動を行う機会の提供について推進するとともに、読書活動を推進する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等、いじめ等に対する取組を推進する。

これらは「教育に対する社会全体の連携の強化」という施策と結びついている。

なお、この基本的方向2では、教員の資質向上と教育委員会の機能強化、学校の組織運営体制特別なニーズに対応する教育の推進が明記されており、SSWとの接点は、延長線上にある。

以上(1)~(6)を整理すると、SSW事業への着想基盤を認識する順位は以下ようになる。

①人々の「生活の全体性」に着目することが問題の軽減になる。

↓

②問題解決の選択肢を増やす。「生きづらさ」を越えていくにはどうすればいいかを考える。

↓

③家庭・学校・地域（市民・関係機関）がそれぞれに対等に手を伸ばして、子どもの生活や学びを支えていく社会づくりとその人的資源の必要性に気づく。

↓

④学校も家庭も子どもも、みんながハッピーになるにはどうすればよいかを具体的に考える。

↓

⑤「学校—家庭—地域」から「家庭—学校—地域」への発想。学校が家庭と地域をつなぐにはどうすればいいかを考える。

↓

⑥子どもが地域を育てる主人公に。新しい地域づくり。

↓

⑦特別なニーズを持つ子どもに合わせた学校づくり。「学校の応答性を高める」。

↓

⑧学校・教師文化—職務の無限定性への対応。

↓

⑨教育施策—「SSW活用事業」「教育振興基本計画」等の提起の実践的批判的検討。

### 3 SSWとは

#### (1) ソーシャルワークの定義

ソーシャルワークとは教育機関等で相談、援助、技術を用いた福祉的サービスといった仕事内容のみでは表現できない。次のような国際ソーシャルワーク連盟(IFSW)の定義がある<sup>(8)</sup>。

#### 「ソーシャルワークの定義」

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。(2000.7.)

社会福祉士等にとっては、倫理綱領（日本ソーシャルワーカー協会・日本社会福祉士会）がある。国際ソーシャルワーク連盟の定義は、「人々がその環境と相互に影響し合うその接点に介入する」という。学校教育における社会正義とは何か。ここはまだ議論の余地はあるが、子どもが喜んで学校に行き、「ああよかったな今日一日。」と言って帰ってくる。そういう教育保障、学習権保障になる。その内実は、子ども自身のニーズを大切にするという営みである。

#### (2) SSWの前史

日本の動向は1900年初頭の訪問教師活動にはじまるアメリカなどに比べ100年近く後発である。アメリカでは近年、障害をもった子どもたちの学習とか就労、あるいは生活全般に関わるいろいろなニーズについて対応していく障害者関連法規にSSWrの業務や存在根拠を示している。全障害児教育法（IDEA）・1975年是有名である。

日本では、学制が1892年に発布され、「家ニ不学ノ人ナカラシメン事」、あるいは「恤救規則」があり、戦後は児童福祉法の制定、長欠児童対策、福祉教員（1957年）、生徒福祉課（1962年）、程なく間が空くが、スクール・サポート・ネットワーク（SSN事業）等が遠からず前身となる。

また、「福祉教員は当初、不就学長欠児童の解消に初まり、非行児童の早期発見および、成績指導、教育扶助、或いは生活扶助の斡旋、警察、家裁、児童相談所等への連絡、精神発達遅滞児（引用者注、当時の表現）の指導、或いは未開放地区に対する同和教育の推進など多方的な仕事をしており、高知県の都市或いは漁村に学校内職員として約44名（昭和32年）が専門職として一般教職のほかに配置されている日本における独創

的な制度である」<sup>(9)</sup>といった事例もある。そして「生徒福祉課とは、生活指導を要する児童生徒のために、いわゆる民生的視野に立つ底辺対策として設けられたもので、問題性の多い生徒たち（非行、不就学など）の底辺引き上げにかかる諸問題と積極的に取り組み、“社会”の“学校現場”の“保護者”のそして“児童生徒自身”の悩みについて、ケース・ワーク（民生的視野）による社会的施策と、カウンセリング（専門的教育相談）による科学的処理により、善導し解決しようとするもの」<sup>(10)</sup>といった教育活動も存在してきた。

例えば、福島でも60代後半の教職経験者にとっては、ソーシャルワーカーよりもケースワークの表現になじみがあると言われる。70年代後半から80年代位にかけて、子ども・家庭・福祉という領域と学校との連携に力点が置かれていた時期があったことを示しているエピソードもある。福島市には市内の児童養護施設と教育委員会との連絡会が数十年継続し、ケース検討なども行われている。極めて類のない取り組みである。

#### 4 SSWrの仕事

##### (1) 自分自身の立ち位置を確認する

ここに1つの事例の概略がある。

小学校6年生、男児、特別支援学校「適」との申し送り。母親と本児、妹（4年生）の3人家族、本児が4年生の時に、転入。本児の学習面・生活面では、授業での離籍、奇声、暴力が頻繁に起こる。同調して授業に集中しない児童が数名いる。職員室、保健室などへ、勝手気ままにやってくる。

前担任は過労で休職。家庭状況は、電話連絡が困難。午前中、母親は寝ている様子。妹は2学期から欠席が増える。給食費の滞納。本児が以前、クリニックに通ったことがある（前籍校からの情報）。

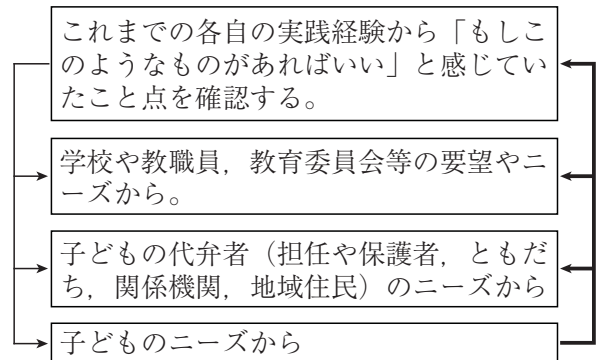
読者がこの事例を読んでまず最初にどのような質問をするか。その方の関心や専門性、学校や組織での役割、解決方法とか、もっているスキル・技術、苦手な技術とかが見えてくる。

どういう質問を一番にするか。家庭からの様子はどうか、障害の種別、形態、途中で学校の先生が調子悪くなった背景など。学級のまわりの子どもたちはどうかかなど。一番最初に頭に浮かぶ質問がその人自身の立ち位置の関心であり、専門性による「強さ」でもある。これはインシデントの一手法である。

実際に、SSWrとして業務をはじめるときに、最初にどういった人や機関へ挨拶に行くか、誰と会うのか、学校や地域内での紹介。名刺は持っているか。個別に連絡をとるときにそういった方法・手段があるのか、など活動視点は数多く出てくる。こうした手段の問題

もあるが、まず、大切なことは自分の立ち位置である。教育相談等の不登校、教育相談からの関わりの方もあれば、心理、医療といった関係からの人もあれば、社会福祉のケースマネジメントから関わっていく人もいます。

まずは、自己の立ち位置の発見、確認である。



それと、担任の先生や保護者、地域の住民等からのニーズ、要望とか意見とか、人間としての願いがある。土台になるのは上図のように、子どものニーズである。しかし、大切なことは上への矢印のようにフィードバックしていく。

まず、自分の立ち位置を振り返ってみる。これは各自で出来ることである。あるいは人と関わる中で見えてくる。上へフィードバックして、みずからのあり方を見直していくことである。

##### (2) SSW活用事業がしめす役割

今回の事業が示すSSWrの役割を示す前に、「SSW活用事業」の行政説明の概要を見てみる<sup>(1)</sup>。

1 趣 旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題である。こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているものと考えられる。したがって、児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が、教育現場において求められているところである。

このため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応

を図っていくこととする。

なお、スクールソーシャルワーカーの資質や経験に違いが見られること、児童生徒が置かれている環境が複雑で多岐にわたることなどから、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーに対し適切な援助ができるスーパーバイザーを配置する。

## 2 事業内容

### (1) 指定地域数 141地域

(2) スクールソーシャルワーカーの職務内容等  
教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動等

### (3) 運営協議会の設置

指定団体は、地域の実情に応じた調査研究を効果的に実施するため、指定地域内において、教育委員会、学校、関係機関等を含む運営協議会を設置する。

その中で、SSWの業務についてのアウトラインは以下ようになる。

- ①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ  
問題行動（いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等）における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整  
関係機関への訪問、ケース会議や電話による情報交換、打合せ
- ③学校内におけるチーム体制の構築・支援  
校内での支援ケース会議等への参加とケースアセスメント、プランニングのサポート及び校内支援チーム体制づくり
- ④保護者等に対する支援・相談・情報提供  
家庭訪問や来所による相談活動、被害者（児童生徒、家族）の側に立った代弁、教職員と保護者間の調整
- ⑤児童生徒への相談援助  
家庭訪問、学校内での相談活動
- ⑥児童生徒の相談援助に関する情報収集・提供  
児童生徒の情報を当該校管理職、担任、当該市町村教育委員会へ提供
- ⑦教職員への研修活動など  
校内研修、PTA研修における講師

こうした役割のポイントを見ると、「問題を抱える児童生徒」とは「さまざまなニーズを持つ子どもたち」がふさわしいであろう。その上で、「環境への働きかけ」—専門的援助職—「対象理解」の関係性において、「対象理解」の部分に着目しなければならない。例えば教室から飛び出ていく子がいるとする。本人としては何かがあると教室から飛び出すということで、本人なりの問題解決をしている。ここで、病理性からのみ着目するのではなく、その子どもは間違った問題解決の方法を学んでいると理解する。そしてその行動を丁寧に修正していく。ここに教育の力がある。そういう教師たちの気づきはひと頃よりも増えている。環境への働きかけとはソーシャルワーク固有の定義でもあるが、専門的な技術の前に、その子どもをどうとらえるかが大切になる。「不登校の子—学校に行かない子—悪い子」という対象理解がそこにあると、子ども自身のありのままの姿を最初に捉える上でその見方も異なり、ソーシャルワークという点で、方法や技術も変わってくる。保護者や家族をどうとらえるかなど、専門的な援助職としての対象把握は価値の問題を含む。このあたりがソーシャルワーカーという職種の醍醐味でもあり、また難しさでもあり、外部から理解されにくい部分でもある。

### (3) 要保護児童対策地域協議会との協働

今回のSSW活用事業はそれが単独で成立するのではなく、2000年以降の社会福祉関連施策と結びついている。その1例を示しておく。

特に都道府県・市町村での「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」（法定協議会）や配偶者暴力（DV）、障害者や高齢者等の虐待防止に関する「推進協議会」、「実務者会議」、「ケース会議」との関わりである。

児童虐待の防止等に関する法律の改正（2008年4月）において、その目的に「児童の権利利益の擁護に資すること」が明記された。国及び地方公共団体の責務として、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」及び「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」が加えられた。

従来の安全確認義務が「努力義務」から「義務」となり、保護者の出頭要求に関わり、都道府県知事は安全確認のために必要な措置を講じる義務を負う。虐待のおそれがあると認めるときは、保護者に対し子どもを同伴して児童相談所等へ出頭することを求める。保護者が出頭に応じない場合は、立入調査等必要な措置を講ずることとされた。また、再出頭要求の際に保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合、虐待のおそれがあるときは、保護者に対し子どもを同伴して児童相談所等へ出頭するよう求めることができるよう

になった。「臨検」等についても同様に、保護者が再出頭要求を拒否した場合には、裁判所があらかじめ発する許可状により、居所等において臨検または捜索ができることとされた。

保護者に対する指導として児童福祉司の指導（児童福祉法27条1項2号）に従わない保護者へ発した勧告（防止法11条3項）になお従わない場合は、その子どもについて一時保護、強制入所措置その他の必要な措置を講ずること。面会等の制限として、一時保護や同意による施設入所の場合も、保護者に対し、子どもとの面会や通信を制限できることとなった。面会・通信の全てが制限されている場合は、保護者に対し、子どもの身辺へのつきまといや付近でのはいかひの禁止について命令することができることとなった。

また児童福祉法の改正を通じて、要保護児童対策地域協議会の設置や未成年後見人請求の間の親権の代行がなされる。今後、親権に係る制度の見直しや児童養護施設等に関する見直しとして、里親及び児童養護施設等の量的拡大、児童養護施設等の運営の質的向上、児童養護施設等に入所した子どもの教育・自立の支援のさらなる充実に関する方策等の検討が盛りこまれた。

#### (4) 「障害がある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）」

さらにもう1つある。文科省・厚労省共同の「障害がある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）2008年3月」もSSWrの当面の着眼点となる。

このガイドラインでは、関係者のネットワークの構築として以下の文面を提示している<sup>12)</sup>。

都道府県、支援地域、市町村等における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係する行政部局・機関及び関係者の横断型のネットワークを構築します。また、複数のネットワークがある場合には、相互の連携を図りながら「元化を検討しつつ、責任組織を明確にするなどの工夫を行います。

障害のある子どもやその保護者が抱える様々なニーズや困りごとに対して適切な相談・支援を行っていくためには、多分野・多職種による総合的な評価と、多様な支援が一体的かつ継続的に用意されていなければなりません。総合的な評価を行うことや、必要な相談・支援を行うには単独の機関では限界があるので、地域に多分野・多職種による支援ネットワークを構築し、ネットワークにより障害のある子どもや保護者を支援していくことが必要になります。現在、障害のある子どもやその保護者への支援に関しては、大きく「教育委員会を中心とした教育分療のネットワーク」と「地域自立支援協議会を中心とした保健医療福祉分野の

ネットワークがあります。

教育分野におけるネットワークとしては、都道府県におけるネットワークの構築（広域特別支援連携協議会の設置）のもと、関係部局・機関間の連携協力の円滑化、相談・支援のための施策についての情報の共有化、連携の調整や連携方策の検討、全体計画（マスタープラン）の策定、関係機関が連携して乳幼児期から学校卒業後（18歳）までを通じて一貫した支援を行う「個別の支援計画」のモデルの策定、情報の提供、支援地域の設定を明記している。市町村単位や圏域支援地域での特別支援連携協議会設置を含め、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局や特別支援学校、福祉事務所、保健所、医療機関、公共職業安定所などの関係機関等の参画を示している。

一方、保健医療福祉分野におけるネットワークでは、2006年に施行された「障害者自立支援法」とも関わり、中核的な役割を果たす定期的な協議の場（地域の関係者の連携）として、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等からなる、「地域自立支援協議会」を市町村（複数市町村や圏域単位での設置も可）が設置する。

こうした協議会の主たる機能は、困難事例への対応の在り方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケース会議を必要に応じて随時開催）、地域の関係者によるネットワーク構築等に向けた協議、地域の社会資源の開発、改善、子ども支援、権利擁護等の分野別サブ協議会等の設置、運営、委託相談支援事業者の中立・公平性を確保する観点からの運営評価等にあたることにある。

都道府県域全体の相談支援体制等の構築に向け主導的役割を担う関係者等の協議の場として、「都道府県自立支援協議会」を都道府県が設置し、都道府県内の地域自立支援協議会単位ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策等を助言、地域では対応困難な事例に係る助言、地域における権利擁護等の専門的支援システムの立ち上げ援助、広域的課題・複数圏域にまたがる課題解決に向けた体制整備支援、相談支援従事者のスキルアップに向けた指導、地域の社会資源の点検、開発に関する援助等があげられている。

特に大切なことは組織体制や連携の工夫であり、教育分野と福祉分野それぞれに地域におけるネットワークを構築するにあたり、責任組織の明確化、そして首長部局に子どもに関する課・室を設置、教育委員会に首長部局から子どもに関する課・室を集約し、筆頭課を設定、首長部局に連携組織にチームを結成し、責任者を任命とまで踏み込んだ提起もなされている。つまり、「子ども課」等の設置である。

いずれにしても、各学校の・特別支援教育コーデ

ネーターを中心的な連携調整役としながら、必要な役割を担うことが第一歩となる。

#### 小括

SSW活用事業は、その新規性のみならず、既存の地域ネットワークの活性化や具体化とコミットする。有益な協議体があってもその内実を創出するには、組織間の関係が適切に機能するような職員間の情緒的配慮をすすめるイニシアティブを取る人（所轄長）の手腕にかかわる。社会的資源がなければ新たにつくことも重要であるが、SSWrにとって、地域で先行して活動している社会福祉士や保健師などの協働<sup>13)</sup>は、急務である。

#### 付記

本稿は、2008年度文科省科研基盤研究C「学校ソーシャルワークの現職教員研修のプログラム開発に関する実証的研究」（課題番号18530679）の成果の一部である。

#### 注

- (1) 日本学校ソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』、中央法規、2008年参照。
- (2) 日本スクールソーシャルワーク協会編『スクールソーシャルワーク論』、学苑社、2008年参照。
- (3) 特定非営利活動法人福島スクールソーシャルワーカー協会編『福島におけるスクールソーシャルワークの軌跡』2006年10月。
- (4) 鈴木庸裕「学校・家庭・地域をつなぐコーディネーターとして」『学校の食事』学校食事研究会、2006年7月 p.72-p.74
- (5) 鈴木庸裕「作り育てて、自ら食す」『学校給食』2008年4月号、p.26-p.29
- (6) 日本学校ソーシャルワーク学会編『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』、中央法規、2008年、p.80。
- (7) 文部科学省ホームページ、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/keikaku](http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku)
- (8) 日本社会福祉士会倫理委員会編『社会福祉士の倫理 倫理綱領実践ガイドブック』、中央法規、2007年 p.168-p.170
- (9) 寺本喜一『愛と生と学校ケースワーク特集』1975年、p.39
- (10) 学校福祉研究会編『学校福祉の理念と方法』1963年、p.12
- (11) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導第1係より
- (12) 文部科学省・厚生労働省『障害がある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン（試案）』2008年4月。
- (13) (社)日本社会福祉士会：平成20年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」に対するご意見等について（2008

年2月29日）の回答文書は以下の通りである。

- 1 スクールソーシャルワーカーとして求められる専門性（適切な人材）について  
社会福祉士や精神保健福祉士のソーシャルワークに関する国家資格を基礎とし、その上に下記に示すような職務内容や活用方法を実践できるような相談援助の経験と必要な研修を積んだ者が適切である。また、教育現場をよく理解し、かつ児童生徒や教職員双方に対して適切なコミュニケーションがとれることが必要である。
- 2 スクールソーシャルワーカーの担うべき職務内容について
  - ・課題を持つ児童生徒に対して、福祉に関する知識及び技術を用いて、課題解決に向けたアセスメント、支援計画の作成、実施及び結果の評価を行う。
  - ・課題の解決や予防に向けた児童生徒、保護者、教職員、学校組織、地域に対する調整及びより良い環境（ネットワーク）づくりを行う。
  - ・保護者を含めた外部関係機関との連携・調整を行う。
- 3 スクールソーシャルワーカーの活用方法について
  - ・不登校児、非行児等について家庭環境調整。
  - ・広汎性発達障害児等について医療機関、福祉機関との連絡調整。
  - ・被虐待児童について福祉事務所、児童相談所等への相談、連絡調整。
  - ・外国人、経済的困窮家庭等への支援等の個別ケースへの対応。
  - ・上記のような様々な課題について学校内における環境条件の調整や支援体制づくり。
- 4 教育現場におけるスクールソーシャルワーカーと他の専門家（スクールカウンセラー等）等との連携の在り方について  
スクールカウンセラーは心の専門家として児童生徒のカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行うが、スクールソーシャルワーカーは児童生徒がおかれた環境に着目し関係者・関係機関との連携をはかりながらネットワークを構築・活用して問題の解決をはかる専門職である。従って、児童生徒をトータルにサポートするには両専門職の連携が重要。ソーシャルワーカーは他職種と連携することにその専門性の一つがあるので、教育現場の管理職等が連携の重要性を認識していれば、双方の専門性が効果的に発揮できると考える。
- 5 その他、本事業に対する御意見等について  
スクールソーシャルワーカーを専門職として活用するのであれば、日常的な課題の把握や他職種・他機関との連携・調整、課題のある児童生徒への継続的な支援等が必要なことから、常勤雇用が必要である。また、高い専門性が求められることから、身分保障や労働環境の整備が必要と考える。

(2008年11月17日受理)